

6 競技役員等編成業務（冬季大会）

県、会場地市町村及び県競技団体は、密接な連携のもと、各競技会の円滑な競技運営を図るため、「競技役員等編成基本方針」に基づき、競技運営に万全を期するよう競技役員等の適正な編成を行う。

1 業務の概要

業務名	内 容	中央競 技団体	県	会場地 市町村	県競技 団体
競技役員等 第1次編成	会場地市町村は、県競技団体と協議し、競技役員役職別編成数（必要数）について検討し、編成案を作成する。		○	◎	○
競技補助員 の動員計画 の作成	県は、校長会等に補助員動員の協力依頼の打診後、会場地市町村が県競技団体と協議して作成した動員計画を基に、各学校長宛て補助員調査を依頼し、そのとりまとめ結果をもって、会場地市町村及び県競技団体は該当校へ協力依頼をする。		◎	○	○
競技役員等 最終編成	会場地市町村は、県競技団体と協議し、仮名簿の見直しを行うとともに、最終編成を作成する。		○	◎	○
中央競技役員 編成	中央競技役員数については、県競技団体が中央競技団体と事前協議し、会場地市町村の了解のもと、県と調整後、県が県案を作成する。その後、日本スポーツ協会と協議の上、国体委員会へ諮り、決定を受ける。決定後、県は中央競技団体に名簿作成を依頼する。	○	◎	○	○
中央競技役員 旅費基準 作成	県は、中央競技役員旅費基準案を作成し、日本スポーツ協会と協議の上、国体委員会へ諮る。		◎		
競技会係員 の編成	会場地市町村は、県競技団体と協議し、競技会役員名簿の編成を行う。			◎	○
委嘱業務	県は、競技役員等委嘱業務要領を作成するとともに、競技会役員・競技役員 の委嘱状様式（台紙）を作成する。		◎		
	会場地市町村は、競技補助員・競技会係員・競技会補助員の委嘱状様式（台紙） を作成する。 なお、全ての委嘱状の筆耕・発送は会場地市町村が行う。			◎	
中央競技役員 派遣覚書 締結	県は、中央競技役員名簿と日本スポーツ協会に承認された中央競技役員旅費基準に基づき、中央競技役員に係る旅費を算出し、中央競技団体と中央競技役員派遣に関する覚書を締結する。		◎		

2 業務推進上の留意点

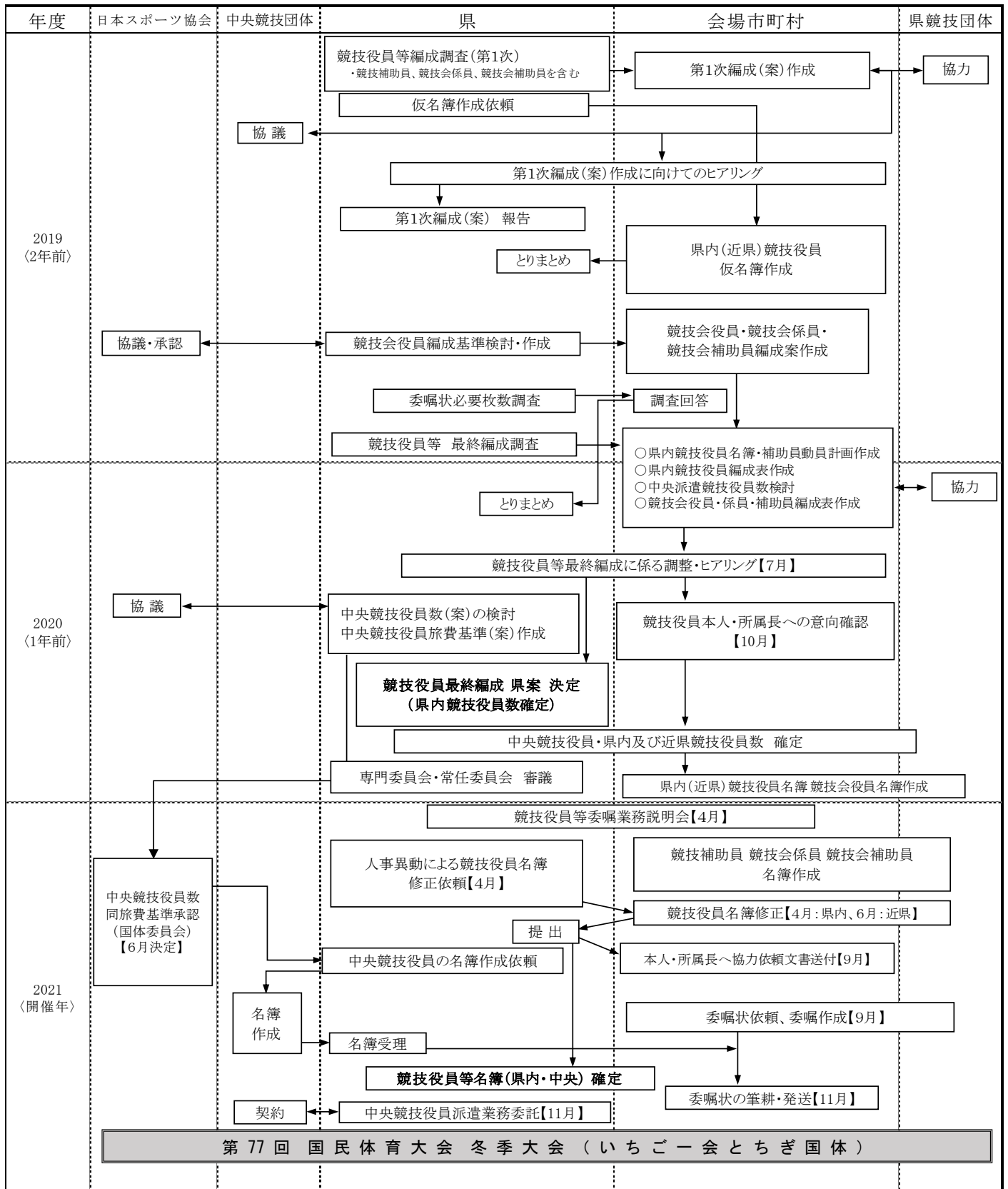
- (1) 競技役員編成にあたっては、事前に中央協議団体と十分に調整すること。
- (2) 県内競技役員編成及び委嘱にあたっては、本人の意向を確認するとともに、事前に所属長の承諾を得ること。
- (3) 県内競技役員編成にあたっては、協議の特性を考慮して編成するとともに、中・高校生に依頼する場合は、関係機関・団体の承諾を得る等十分に配慮すること。

<参考>

競技役員等の編成方法等

種類	編成の方法	選出母体等	委嘱事務
競技会役員	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。	中央競技団体役員 県競技団体役員 市町幹部、議会議長等	○委嘱状の様式作成は県が実施
競技役員	審判員 原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。	中央競技団体 県競技団体	○委嘱状の印刷筆耕及び発送は会場地市町村が実施
	運営員 原則として、県競技団体と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。	中央競技団体 県競技団体 会場地市町村	○委嘱者は大会会長（日本スポーツ協会会長）
競技補助員	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者で編成する。	県競技団体 会場地市町村	○委嘱状の様式作成、筆耕及び発送は会場地市町村が実施
競技会係員	会場地市町村関係者等をもって編成する。	会場地市町村	○委嘱者が会場地市町村実行委員会会長
競技会補助員	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。	会場地市町村	

いちご一会とちぎ国体 冬季大会 競技役員等編成業務の流れ



※このスケジュールは必要に応じて改訂する。